

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 206 回

記録的な豪雨のため各所で被害が続出しています。万が一被害に遭われた方には心からお見舞い申し上げます。

この半年、ガソリンの値上りを中心としたコストアップと消費減退により中小企業ばかりか、特に建設、不動産業を中心とした大型倒産が発生し、今はまさに一種のバブル崩壊の兆候を示しています。まさに危機的な状況になっています。

さて、これからの日本は、どんな方向へ進むのでしょうか？

私見では、今後は大量販売、ヒット商品ブームは少なくなり、企業にとっても規模や生産量は優位ではなくなってくる。それよりも消費者のニーズを真剣に汲み取ったサービスや商品を提供できる企業のみが生き残るチャンスがある。まさにそんな時代になっていくだろうと推察いたします。

こんな時代を成熟時代といいますね。

そしてこういう時代こそ我々「中小企業」の時代ではないでしょうか！！

ただし、特徴のある、勉強している、情報力のある中小企業ですが・・・

チャンス到来です。がんばってください。

前田の《今人生を語る》第 112 回

めざめよ日本人³⁴

厳しい時です。次の心構えを持って対処してください。

六然訓といいます。

- 自處超然 (ジジョウヤゼン) … 執着するな
- 處人藹然 (ジョジンアゼン) … 大きい穏やかな気持ちで人に接せよ
- 有事斬然 (ウジザンゼン) … 有事の時には一気呵成にやれ
- 無事澄然 (ブジジョウゼン) … 事がない場合は、ゆったりした気持ちであれ
- 得意澹然 (トクイタンゼン) … 絶頂の時こそ静かに、あっさり
- 失意泰然 (シツイタイゼン) … **失意の時こそ泰然と構えよ**

自分を作って大きな人間になりましょう！！

役員の方掌変更等の場合の退職給与の損金算入の時期について

松村英治

法人が役員の方掌変更又は改選による再任等に際しその役員に対し退職給与として支給した給与について、その支給が、例えば次に掲げるような事実があったことによるものであるなど、その方掌変更等によりその役員としての地位又は職務の内容が激変し、実質的に退職したと同様の事情にあると認められることによるものである場合には、これを退職給与として取り扱う事ができる。

- (1) 常勤役員が非常勤役員になったこと（常勤役員が非常勤役員になることは、地位又は職務内容が激変した事に該当します。実際の報酬が50%以上減少していない場合でも、適用可能です。ただし、代表権を有する、および大株主のような経営上の重要な地位を有するなどの場合を除く。）。
- (2) 取締役が監査役になったこと（商法上の監査役が代表取締役と同等にもかかわらず、監査役に就任することは実質的に引退したとされていることへの配慮から設けられた項目である。ただし、実質的に経営に携わっている場合、および同族会社の特定株主等には適用されない。）。
- (3) 方掌変更時の後におけるその役員の報酬が激減(おおむね50%以上の減少)したとこと。
 (通常50%以上の報酬減少は現役引退を意味する。しかし、実質的に経営に携わっている場合、社内で報酬調整が可能となるため、報酬のみを50%以上減額することだけでは、この項目は適用されない)。

* (1)～(3)のケースにおいても、代表権は有しないが、実質的にその法人の経営上主要な地位を占めていると認められるものは除く。

しかし、ここで留意しておきたいのは、「退職給与として支給した給与」には、原則として、法人が未払金等に計上した場合の当該未払金等の額は含まれないということである。つまり、方掌変更等における退職給与の場合には現金主義となっています。